大田区における権利擁護支援・成年後見制度利用促進の事業概要

１　成年後見制度利用促進中核機関について

概要

「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年５月施行）」において、市町村は当該区域における成年後見制度利用促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めるとともに、中核となる機関の設立等に係る支援その他必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

このことにより、区は「大田区成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、制度理解と利用の促進、関係機関との連携により権利擁護支援に取り組む地域連携ネットワーク構築のため、大田区成年後見制度利用促進中核機関を大田区社会福祉協議会と連携する形で令和２年４月１日に設置しました。

成年後見制度利用推進機関である大田区社会福祉協議会が下記の機能を果たすための業務を遂行し、区は、確実な業務遂行のための体制と環境を整備します。

〇機能

（１）広報（成年後見制度の周知及び啓発）

（２）相談（成年後見制度及び権利擁護に係る相談支援）

（３）利用促進（受任者調整の支援、社会貢献型後見人の担い手の育成・活動の促進に関すること）

（４）後見人支援（親族など成年後見人の支援）

２　権利擁護支援検討会議について

概要

中核機関が有する機能のうち「相談」・「利用促進」を強化するため権利擁護支援検討会議を実施。令和２年８月より月１回の頻度で開催しています。

（１）機能

支援者が対応に悩むケースや複雑な課題のあるケースに対し、弁護士・司法書士・社会福祉士等の様々な専門職を交えた場で、専門的知見や法的根拠をもとに、多角的な視点で権利擁護に関する支援方針を検討する。個別支援を検討するケアプラン会議等とは異なり、あくまで権利擁護に関する支援方針を検討し、助言する場です。

（２）出席者

専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士）、大田社協（おおた成年後見センター）、区（福祉管理課）

※案件により、オブザーバー（地域福祉課、地域健康課、障がい者総合サポートセンター等）が出席

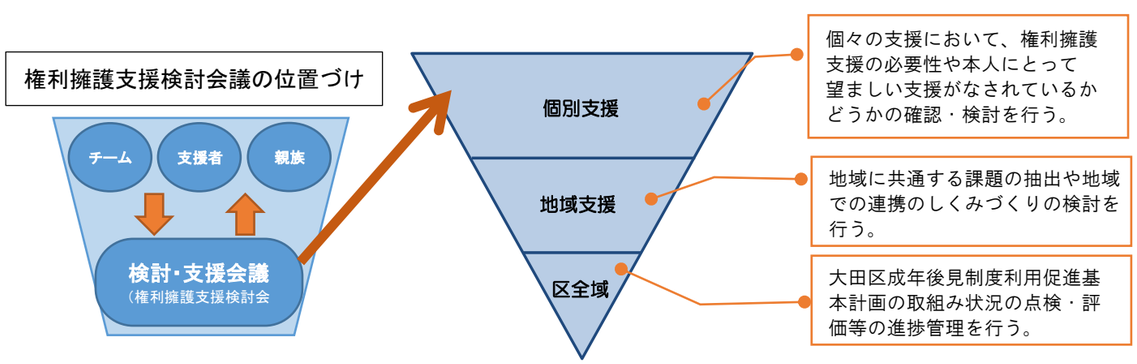

３　成年後見制度等利用促進協議会の設置について

概要

（１）国で示す方向性

地域で本人支援を行うチームに対して、法律や福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるように、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、自発的に協力できる体制づくりを進める合議体であり、地域課題の検討・調整・解決などを行います。

（２）区の方向性と当面の取組み

当協議会では、大田区成年後見制度利用促進基本計画に基づき、住み慣れた地域の中で、一人ひとりの意思が尊重され、自分らしく生き、権利が擁護される地域づくりを目指し、成年後見制度等の利用を促進することを目的とします。

このため、各分野・地域で権利擁護支援にあたる関係各者と情報を共有し、その知見を活かす場とし、地域に共通する課題の抽出や地域での連携のしくみづくりの検討を行います。

（３）協議会の委員候補について

成年後見に詳しい学識者を座長にし、下のイメージ図のように法律や医療などの各専門職団体や、自治会・町会、民生委員児童委員などの地域団体をはじめとした権利擁護支援の関係団体で構成します

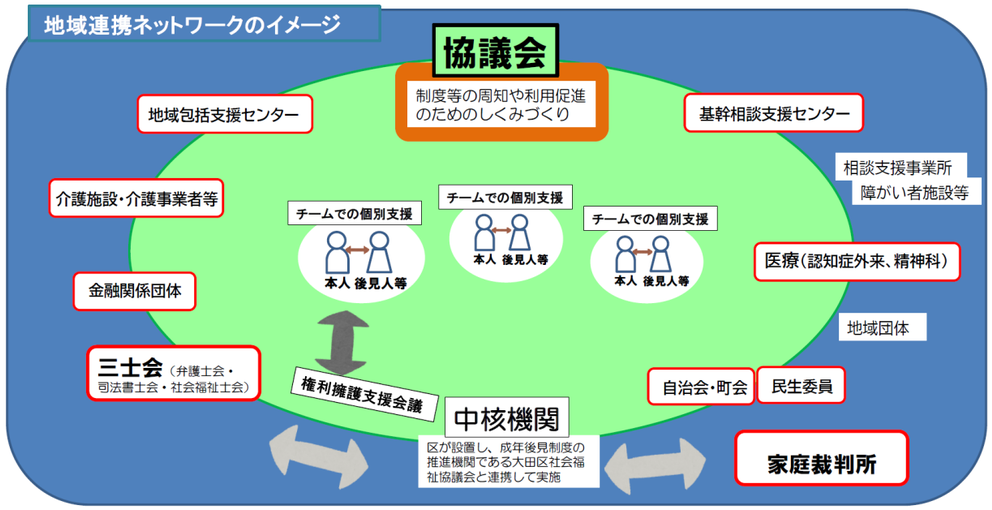

（４）令和３年度のスケジュール

月		内容
７月		第１回目の協議会開催に向けて、事前に実態と課題について調査票を各委員に依頼
第１回	８月	協議テーマ案「各分野における現状の権利擁護支援・成年後見制度利用の実態と課題の共有」
第２回	２月	協議テーマ案「第１回目で出た課題をもとにすぐに取り組めることや連携方法等の整理」